

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、農業、林業、製造業など幅広い事業に貢献してきた免税軽油制度（軽油引取税の課税免除）が、平成30年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使用する軽油について、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税する制度で、トラクターやコンバイン、スキー場での索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機等に使用する軽油について、県知事に申請することにより、課税免除が認められてきた。

免税軽油制度が終了すれば、福島第一原子力発電所事故による風評被害が回復しない中で、今の厳しい経営環境への更なる負担は避けられない。

さらに、本市における冬季の地域産業であるスキー産業の運営が困難となれば、宿泊施設や観光施設、仕入れ業者、それに関わる雇用等地域の産業全体に計り知れない悪影響を与えることになる。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 免税軽油制度を引き続き継続すること。

平成28年12月21日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
農林水産大臣	山 本 有 二 様
経済産業大臣	世 耕 弘 成 様

福島県二本松市議会議長 野 地 久 夫